

第1問 答案用紙
(企業法)

問題 1	乙会社の請求は、株式併合差止請求（182 条の 3）である。株式併合差止請求権は、株式併合により不利益を受ける株主の保護を目的として、違法行為差止請求権（360 条）とは別に、認められている。株主が当該権利を行使するには、株式併合が法令又は定款に違反して、かつ、株主が不利益を受けるおそれが生ずる必要がある。 この点、会社法所定の事項を記載した書面を甲会社が本店に備え置くことをしなかったことは、182 条の 2 に違反するという法令違反に該当する。この備置きの欠缺により、乙会社は議決権行使の判断材料を十分に得られないという不利益を受けるおそれがある。また、本件株式併合により、配当優先株式数が 10 分の 1 となって受取配当総額が従前の 1 割になり、また、他の種類株主とは異なり、本件優先株式だけがその議決権数を従前の 10 分の 1 に減少せられるという不利益を受けるおそれがある。 したがって、乙会社は本件株式併合を差し止めることができる。
問題 2	本件株式併合により、前述の様に、受取配当総額及び議決権数の減少という損害を本件優先株式の種類株主に及ぼすおそれがある。 種類株式発行会社（2 条 13 号）が、株式の併合をする場合に、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときには、当該種類株式の株主を構成員とする種類株主総会の特別決議を法は要求しているが（322 条 1 項 2 号、324 条 2 項 4 号）、これは当該種類株式に拒否権を与えることになることから、定款で当該種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めることができ（322 条 2 項）、この場合の種類株主の保護として、反対株主の株式買取請求権が認められる（116 条 1 項 3 号イ）。 甲会社においては 322 条 2 項の定款の定めが存するから、乙会社は、116 条 1 項 3 号イを根拠として、その有する本件優先株式の全部を買い取ることを請求できる。すなわち、乙会社は、本件株主総会に先立ち、本件株式併合に反対する旨を甲会社に対し通知しており、また、本件株主総会でも乙会社を除く株主全員が賛成とあり、本件株式併合に反対した株主であるから、「反対株主」に当たる（116 条 1 項、2 項 1 号イ）。そして、乙会社は令和 6 年 7 月 1 日から本件株式併合の効力発生日の前日である同年 7 月 18 日までに、株式買取請求に係る株式の種類が本件優先株式であり、その数 1500 株であることを明らかにして、甲会社に対し、本件優先株式の全部を公正な価格で買い取ることを請求する（116 条 1 項、5 項）。

第2問 答案用紙 (企業法)

問題 1	判例は、役員等の対第三者責任（429 条 1 項）は、株式会社及びその機関である取締役の重要性に鑑み、取締役の責任を加重して第三者を保護するための特別の法定責任と解する。この趣旨から、悪意又は重大な過失の対象は、会社に対する任務懈怠行為についてあれば足りるとし、また、「損害」とは、役員等の任務懈怠によって直接第三者に損害が生じた場合（直接損害）と、任務懈怠によって会社に損害が生じ、ひいては第三者に損害が生じた場合（間接損害）であると問わないとする。そして、任務懈怠と第三者の損害との間に相当因果関係があることが必要であるとする。
問題 2	判例によれば、取締役会は業務執行の監督機関であり（362 条 2 項 2 号）、取締役 B はその構成員であることを根拠に、代表取締役 A の業務執行を監視する義務を負うとしており、さらに、取締役会に上程された事項についてだけ監視するにとどまらず、取締役会非上程事項、すなわち代表取締役 A の業務執行一般につきこれを監視する義務を負うとする。そして、その履行方法として、必要があれば、B は取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを請求し（366 条）、取締役会における指示や注意等を通じて A の業務執行の適正を図るべきとする。
問題 3	本件請求が認められるためには、①役員等に、②会社に対する任務懈怠が存し、③それについての悪意又は重過失が認められ、④第三者に、⑤損害が生じ、⑥任務懈怠と当該損害との間に相当因果関係が認められる必要がある。 B は取締役であり、①役員等に当たる。次に、丙会社では数年取締役会が開催されておらず、したがって A が賞味期限切れの食材を使用した料理を顧客に提供するよう主導した行為は非上程事項ではあるが、当該行為は B の監視義務の対象となる。そして、②当該行為を内部通報により知った時点で、B は当該行為を阻止するため、取締役会を招集又は招集請求をし、取締役会を通じて、A に指示や注意等をなすべきであったにもかかわらず、妥当性についての懸念を伝えた以外に一切の措置を講じていないため監視義務違反による任務懈怠が認められる。また、③一切の措置を講じなかったのは、A との軋轢を避けるためであった点で、B は監視義務違反を認識していたといえ、任務懈怠についての悪意が認められる。さらに、④第三者である D には、⑤食中毒に罹患したことにより治療費等を支出したという直接損害が生じており、⑥当該損害は、B の監視義務違反を原因として、A の行為が放置され、賞味期限切れの食材に有害な細菌が繁殖して D が食中毒に罹患したという通常生じうる損害であるといえるため、任務懈怠と損害との間の相当因果関係も認められる。 以上より、429 条 1 項の要件をすべて満たし、D の B に対する損害賠償請求は認められる。